

移住支援金の 支給対象法人を 募集します！



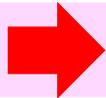
山口県PR本部長
ちよるる

支給対象法人 のメリット

- * マatchingサイトへの
登録・掲載が**無料**！
- * 掲載する求人情報の
作成支援！
- * 大手民間求人サイトへも
掲載されるため、
高い広告効果あり！

「移住支援金」とは…

◇東京23区（在住者又は通勤者）から山口県内に移住し、山口県に登録された法人に新規就業した方に移住支援金を支給する制度です。

詳しくは裏面をご覧ください 

お問合せ・申請先

【制度に関すること】

山口県労働政策課雇用・労働企画班

山口市滝町1-1

TEL 083-933-3254

FAX 083-933-3229

E-MAIL a15900@pref.yamaguchi.lg.jp



【マッチングサイトに関すること・申請先】

山口しごとセンター

山口市小郡高砂町1-20

TEL 083-976-1145

FAX 083-972-3880

E-MAIL ijushien@joby.jp



山口県移住就業支援事業の概要



東京圏への一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京圏から、山口県内に移住し、**対象の法人に就業した本人に移住支援金を支給する制度**です。
この制度をご活用いただき、**人材確保**につなげていただければと考えています。

対象法人の要件

以下の全てを満たす法人が対象となります。

- 官公庁等でないこと
- 資本金10億円以上の法人でないこと
- みなし大企業でないこと
- 本店所在地が東京圏※1以外の地域、又は条件不利地域※2にある企業であること
- 雇用保険の適用事業主であること
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
- 「やまぐち維新プラン」で設定している19の維新プロジェクトと62の重点施策推進に資する法人であること

対象求人の要件

以下の要件を満たす求人が対象となります。

- 週20時間以上の無期雇用契約の求人
- 勤務地が東京圏※1以外の地域又は、東京圏内の条件不利地域※2にあること

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

※2 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く）

移住支援金の対象者の主な要件

全てに該当する方が対象となります。

【移住元】

東京23区在住者（直近に連続5年以上）又は東京23区への通勤者（直近に連続5年以上）
※通勤者とは、移住直前に連続して5年以上、東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、かつ、東京23区に通勤していた方

【移住先】

制度開始（8月上旬（予定））以降に、山口県内に移住される方

【就業】

制度開始（8月上旬（予定））以降に、“マッチングサイト”に移住支援金の対象として掲載された求人に応募し、新規就業される方
※申請時に連続して3ヶ月以上在職している必要があります。

【支給金額】

2人以上の世帯の場合・・・100万円 単身世帯の場合・・・60万円

対象法人の登録申請書

・山口県労働政策課「移住支援金の支給対象法人を募集します！」
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/koyou/ijyu-hojinboshuu.html>)



・山口しごとセンター「各種様式ダウンロード」
(<http://www.joby.jp/business/documents.php>)

